

## たつの市電気自動車導入補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、電気自動車を導入する市内の中小企業等に対し、予算の範囲内で導入に要する費用の一部を補助することにより、電気自動車の普及の促進を図り、もって脱炭素社会の推進及び温室効果ガス排出量の削減を目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 国が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付決定を受けた電気自動車の自家用四輪自動車であつて、自動車検査証の交付を受け、公道を走ることができるものをいう。
- (2) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は市内に主たる事業所（個人の場合は事業活動の拠点としている事業所とし、法人の場合は登記上の本店又は法人が事業活動の拠点としている事業所）を有する者（自動車製造業者（日本標準産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）に定める細分類番号3111及び3112に属する事業者）、自動車卸売業者（日本標準産業分類に定める細分類番号5421に属する事業者）及び自動車小売業者（日本標準産業分類に定める細分類番号5911及び5912に属する事業者）を除く。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業等で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公序良俗に反し、又は社会通念上不適切であると判断される事業を行う者でないもの
- (2) 本市に納付すべき税を滞納していないもの
- (3) 補助金の申請日において、市内で事業を行っており、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有するもの
- (4) 当該年度の4月1日時点において、市内で1年以上の事業活動をしているもの
- (5) たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないもの

### (交付対象車両)

第4条 補助金の交付の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、令和7年4月以後に購入した車両で国が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補

助金の交付決定を受けた翌日から起算して1年を経過していない電気自動車とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる電気自動車の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助金の額とする。

電気自動車の区分	補助金の額
普通自動車	1台につき10万円
小型自動車及び軽自動車	1台につき5万円

2 補助金の交付は、同一年度内に同一交付対象者につき1台限りとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、電気自動車導入補助金交付申請書兼請求書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象車両の自動車検査証の写し
- (2) 国が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 個人事業主にあつては直近の確定申告書の写し、法人にあつては登記事項証明書
- (5) 交付対象車両の購入先、購入日及び購入価格が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請期間は、当該年度の4月1日から1月末日までとする。ただし、当該末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、これを審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、電気自動車導入補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、当該交付申請者に通知し、補助金を交付する。

(財産の処分の制限等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付対象車両を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、車両登録日から4年を経過するまでは、交付対象車両を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」

という。)に供してはならない。

- 3 交付決定者は、前項の規定に反して処分をしたときは、電気自動車導入補助金財産処分届出書(様式第3号)に処分した日が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その理由を付して、電気自動車導入補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、当該交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、電気自動車導入補助金返還命令書(様式第5号)により、期限を定めてその返還を命ずる。この場合において、返還を命じる補助金の額は、交付した補助金のうち、処分をした日から第8条第2項に規定する年数が経過する日までの期間に相当する金額として、次の算式により計算される金額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。)を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させるものとする。

返還させるべき金額=交付した補助金額×(第8条第2項に規定する処分に供してはならない日数-取得財産を取得した日から処分した日までの日数)÷同項に規定する処分に供してはならない日数

(報告等)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

- 2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。